

2023年7月18日

相模原市長 本村賢太郎様

相模原市人権施策審議会答申を反映させた反差別条例の制定を求める要望書



外国人権法連絡会
共同代表 田中宏・丹羽雅雄

《共同提出》

移住者と連帯する全国ネットワーク
反差別国際運動 (IMADR)
人種差別撤廃 NGO ネットワーク
外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会
コリア NGO センター
国内人権機関と選択議定書の実現のための人権共同行動
ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク

2023年3月、相模原市人権施策審議会は、相模原市人権尊重のまちづくり条例について答申を出しました。その内容のうち、下記の点が特に重要です。

- ① 「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」（差別的動機に基づく犯罪）と位置づけ、前文にそれに対する非難を明記すること。
- ② 悪質な差別的言動を禁止し、勧告、命令を経ても止めない場合、氏名を公表し、秩序罰（過料）又は行政刑罰（罰金等）を科すこと。
- ③ ②の事由を人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身とすること
- ④ 差別事案が発生した場合、市長は速やかに非難声明を出すこと。
- ⑤ 一定の独立性を有する専門的な第三者機関として「相模原市人権委員会」を設置し、被害者救済のための調査や説示のほか、行政に対するチェック機能を持たせること。

まず、戦後最悪のヘイトクライム事件である「津久井やまゆり園事件」（2016年）を差別と認定し、条例で公的に非難することは、被害者救済の観点をはじめ、今後のヘイトクライム抑止のためにも大きな意義があります。日本の法制度上はじめて「ヘイトクライム」との文言が入ることにより、国全体のヘイトクライム対策を進める契機ともなるでしょう。

次に、悪質な差別的言動（ヘイトスピーチ）を禁止し、処罰することは、日本が加盟する人種差別撤廃条約及び自由権規約で求められている義務ですが、現在、日本で公的機関が罰則付きの差別禁止条項を規定しているのは、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（2019年）のみです。同条例の成立により、川崎市内では罰則付き禁止条項に違反する言動がほぼなくなる、という明確な効果が出てい

ます。相模原市でも条例が実現すれば、川崎市の条例以降では初めてのことで、これは全国に広がる大きな推進力となり、川崎市を支える力ともなります。

さらに、川崎市の条例よりも禁止・処罰の対象範囲を拡大している点が画期的です。これは、国連が2022年末に発表した「包括的差別禁止法策定実践ガイド」にも沿うものといえます。また、同年、自由権規約委員会は日本に対する総括所見で「性的指向及び性自認といった理由を含む規約上の全ての禁止理由に基づく・・・ヘイトスピーチを明示的に犯罪化するため」の刑法改正を検討するよう勧告していますが、これとも合致します。

差別事案が生じたときに市長が非難声明を出すことは、差別拡大を防止する効果があります。条例で声明を義務付けることにより、そのときどきの市長の判断に左右されないで実効性を確保する意義があります。やまゆり園事件では、事件の直後から、インターネット上で、犯行を賞賛するコメントや、「犯人は在日」「中国人」であるなどの差別デマが大量に拡散され、マイノリティ市民は恐怖にさらされました。欧米を中心に多くの国では、首相や首長が速やかに差別を非難する声明を出すことが当たり前となっています。ですが、日本ではやまゆり園事件ですら、当時の首相や市長は差別として非難しませんでした。この点、2022年成立の三重県の条例「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」における、災害時における人権侵害行為を助長する風説の流布への対策を県に義務付ける条項（第24条）が先進事例ですが、今回の答申はそれを差別事案全体に拡大した点で、画期的です。

最後に、「相模原市人権委員会」は、被害救済などのための委員会で、差別・人権問題の専門家で構成するとされています。この委員会は、市から一定の独立性をもち、また、諮問がなくとも非難声明発表を市長に対して建議することができるなど、条例の実効性を確保するための重要な権能を認められています。被害回復のために、被害者自身が裁判を起こすような重い負担を強いられている現状を考えれば、人権委員会に迅速で効果的な救済を求めることができる点は大変重要です。2022年の自由権規約委員会の勧告など、日本は国際人権条約監視機関から何度も、独立性のある国内人権機関の設置を求められています。この人権委員会はそのような国際的要請に合致するものです。

以上のように、今回の答申は、外国ルーツの人々に対するヘイトスピーチ、ヘイトクライムの蔓延のみならず、障害者や性的マイノリティに対する攻撃も止まらぬ中で、今こそ求められている包括的な実効性ある差別禁止法制度の出発点となる優れたものです。現在の日本の最高峰の川崎市の反差別条例をさらに進める、「相模原モデル」ともいえる画期的な内容となっています。

本答申を条例が実現すれば、全国で「相模原モデル」の条例が広がり、さらに、国での包括的差別禁止法制定への大きなステップとなるでしょう。国際的に遅れている日本の閉塞的な人権状況を切り開く力となります。

以上より、私たちは、本答申を支持し、本村市長がぜひこの答申、とりわけて上記の5点を具体化する条例案を策定するよう、強く要望します。

以上